

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定に基づく申請があつたので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあつた地区と内容

（1）地区名

神明町会地区（防犯対策を推進する地区）

（2）団体名及び代表者

神明町会 会長 市村 泰敏 氏

（3）申請内容

別紙申請書参照

（4）地区の範囲

本駒込四丁目14番、15番（3～11号）、16番（5～12号）、26～34番、35番（19～24号）、36番、37番、44～49番、本駒込五丁目27番、28番、35～37番、39～71番）

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区指定の決定

（注）防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

別記様式第1号（第4条関係）

令和元年 7月 1日

文京区長 殿



団体名 神明町会
代表者 氏名 会長 市村 泰敏
住所 [REDACTED]
連絡先 [REDACTED]

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

神明町会は、文京区の北端にあり、北区との区境に位置する町会です。ほとんどの区域が住宅地で、不忍通りの両側には高層マンションが次々と建設されており、住民の増加が続いている。

一方で商店街は減少しており、夜間は人通りが少なくなっているほか、曲がりくねった狭い道路が散見され、防犯上の不安があることから、防犯対策をいっそう推進し、強化していくことが効果的であると考え、当町会では安全・安心まちづくり推進地区の指定を受けるために申請を行うこととしました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

神明町会では、毎月1回有志によるパトロールを実施しているほか、夜警や交通安全運動にも取り組んでいます。また、町会の防犯青少年部が様々な会合に出席し、青少年の防犯対策にも力を入れています。今後も、町会員が一体となって、安全な生活環境を確保するための各種活動を継続していく所存です。

これらに加えて、犯罪抑止効果が図れるとともに、万一事故や事件が発生した場合に、その解決に寄与することができる防犯カメラを町会内に複数設置することも検討しながら、地域内のいっそうの安全確保に取り組むため、神明町会として、防犯対策を推進する地区への指定を希望します。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

神明町会地区

4 指定を希望する期間

指定後 5 年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1)これまでの地域活動(実績)

町会では、交通部・防火防災部・防犯青少年部があり、それぞれの年間計画を立て、実施しています。

- 交通部では春・秋交通安全週間に参加し、通勤・通学の際に誘導を行っています。特に毎月 15 日は交通安全日として実施しています。
- 防火防災部は、防火防災週間に参加したほか、防災コンクールにも参加しています。年末は歳末夜警を毎年実施していることに加え、子どもによる夜警パトロールも実施しました。
- 防犯青少年部は子ども中心の見回りと夏休みラジオ体操、さらに歳末の夜警も他部と共同して実施しています。

また、警察から防犯啓蒙ポスターやチラシを掲示するほか、回覧板による周知徹底を図っています。

(2)今後の活動内容(予定又は今後の希望)

- 現在のパトロール方法を見直し、より効果的な方法について検討します。
- 町内の必要な箇所に街頭防犯カメラを設置し、犯罪抑止効果を高めるとともに、犯罪発生時には警察からの要請に応じてデータを提供することで、事件捜査に協力します。
- これらの取組みを通して、より安全な町会となることを目指します。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

